三　特定目的会社
四　組合
五　賃貸住宅に係る信託の受託者（委託者等が第一号から第三号までのいずれかに該当する場合に限る。）
六　独立行政法人都市再生機構
七　地方住宅供給公社
（特定賃貸借契約の締結前の説明事項）
第六条　法第三十条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　特定賃貸借契約を締結する特定転貸事業者の商号、名称又は氏名及び住所
二　特定賃貸借契約の対象となる賃貸住宅
三　特定賃貸借契約の相手方に支払う家賃の額、支払期日及び支払方法等の賃貸の条件並びにその変更に関する事項
四　特定転貸事業者が行う賃貸住宅の維持保全の実施方法
五　特定転貸事業者が行う賃貸住宅の維持保全に要する費用の分担に関する事項
六　特定賃貸借契約の相手方に対する維持保全の実施状況の報告に関する事項
七　損害賠償額の予定又は違約金に関する事項
八　責任及び免責に関する事項
九　契約期間に関する事項
十　転借人の資格その他の転貸の条件に関する事項
十一　転借人に対する第四号に掲げる事項の周知に関する事項
十二　特定賃貸借契約の更新及び解除に関する事項
十三　特定賃貸借契約が終了した場合における特定転貸事業者の権利義務の承継に関する事項
十四　借地借家法（平成三年法律第九十号）その他特定賃貸借契約に係る法令に関する事項の概要
（情報通信の技術を利用する方法）
第七条　法第三十条第二項（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により書面の交付に代えて用いる電磁的方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
一　電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第二項において同じ。）を利用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの
イ　送信者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて受信者の使用に係る電子計算機に前条に掲げる事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法
二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
第八条　賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行令（令和二年政令第三百十三号。以下「令」という。）第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類は前条に規定する方法のうち送信者が使用するものとし、示すべき電磁的方法の内容はファイルへの記録の方式とする。
2　令第一項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。
一　電子情報処理組織を利用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの
イ　送信者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて受信者の使用に係る電子計算機に令第一項の承諾又は令第二項の申出（以下この号において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された承諾等をする旨を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法
（法第三十一条第一項第七号の国土交通省令で定める事項）
第九条　法第三十一条第一項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　特定賃貸借契約を締結する特定転貸事業者の商号、名称又は氏名及び住所
二　特定転貸事業者が行う賃貸住宅の維持保全に要する費用の分担に関する事項
三　特定賃貸借契約の相手方に対する維持保全の実施状況の報告に関する事項
四　損害賠償額の予定又は違約金に関する定めがあるときは、その内容
五　責任及び免責に関する定めがあるときは、その内容
六　転借人に対する法第三十一条第一項第三号に掲げる事項の周知に関する事項
七　特定賃貸借契約が終了した場合における特定転貸事業者の権利義務の承継に関する事項
（書類の閲覧）
第十条　法第三十二条に規定する特定転貸事業者の業務及び財産の状況を記載した書類は、別記様式第一号による業務状況調書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面（以下この条において「業務状況調書等」という。）とする。
2　業務状況調書等が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ営業所又は事務所ごとに電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第三十二条に規定する書類への記載に代えることができる。この場合における同条の規定による閲覧は、当該業務状況調書等を紙面又は当該営業所又は事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。
3　特定転貸事業者は、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。次項において同じ。）を事業年度ごとに当該事業年度経過後三月以内に作成し、遅滞なく営業所又は事務所ごとに備え置くものとする。
4　第一項の書類は、営業所又は事務所に備え置かれた日から起算して三年を経過する日までの間、当該営業所又は事務所に備え置くものとし、当該営業所又は事務所の営業時間中、相手方等の求めに応じて閲覧させるものとする。
（国土交通大臣に対する申出の手続）
第十一条　法第三十五条第一項の規定により国土交通大臣に対して申出をしようとする者は、次の事項を記載した申出書を提出しなければならない。
一　申出人の氏名又は名称及び住所
二　申出の趣旨
三　その他参考となる事項
（身分証明書の様式）
第十二条　法第三十六条第二項の身分を示す証明書は、別記様式第二号によるものとする。

第三章　雑則

（権限の委任）
第十三条　法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、特定転貸借事業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、いずれも国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。
一　法第三十三条第一項の規定により必要な措置をとるべきことを指示し、及び同条第三項の規定による公表をすること。
二　法第三十三条第二項の規定により必要な措置をとるべきことを指示し、及び同条第三項の規定による公表をすること。